

7/17 赤松

安倍改憲

自衛隊明記の危険

日本会議国会議員懇談会
の中心メンバーの一人で、
安倍晋三首相と盟友関係に
ある自民党の古屋圭司選対
委員長は、首相が9条改憲
のビデオメッセージを寄せ
た5月3日の改憲集會にパ
ネリストとして参加してい
ました。

2項空文化狙う

古屋氏は集會で、首相の
ビデオメッセージを受け、
9条に自衛隊を明記する案
として「1項、2項は不変
で、3項を、前項の規定にも
かかわらず、自衛隊のため

自衛隊をおくことができ
るとしたいと述べました。
「前項の規定にもかかわ
らず」とは、「戦力不保持規
定」の項はあるが、その例
外として」という意味で
す。つまり、「戦力」として
自衛隊を保有することにな
り、2項は完全に空文化し
ます。

古屋氏は、かつて日本会
議国会議員懇談会の「新憲
法制定促進委員会」準備

「但し」書きなくとも



自民党の古屋圭司選対委員長
衆院憲法審査会で発言する

会 の座長を務めた人物。
9条2項空文化の野望丸出
しの発言です。
また改憲勢力が自衛隊明
記に関連して持ち出して
る「但し」という表現も、原
則に對し例外を表す言葉で
す。9条2項の「戦力を保

古屋 幹事

持しない」を受けて「但し、
自衛隊の保有はこの限りで
はない」と書けば、自衛隊は
「戦力」となります。
このように2項を受けて
「にもかかわらず」「但し」
と自衛隊規定に書き込むだ
けで、2項は空文化してし

まうのです。

「例外規定」を設けなく
ても、日本会議国会議員懇
談会が3月15日に決定した
案の「国際法に基づ
く自衛隊を行使する組織」
というように広範な権限を
書き込めば、自衛隊は無制
限の集団的自衛隊を行使す
るものとなります。「国際
の平和と安全を守る」と自
衛隊の任務が書き込まれ
ば、武力行使を伴う国連の
集団安全保障活動はもちろ
ん、国連決議に基づかない
有志連合・多国籍軍への参
加も可能となります。

憲法に自衛隊を明記する

場合、(自衛隊)組織の
性格、任務、権限、さらに最
高指揮権、シビリアンコン
トロールなどが書き込まれ
ることが考えられます。

その先保障なし

重要なことは、「但し書
き」方式や、任務規定によ
る権限拡大をせずとも、自
衛隊が憲法に書き込まれた
途端、従来の政府解釈とし
て設けられてきた「制約」
が消滅し、無制限な海外で
の武力行使に道を開くこと
です。何がどこまで可能と
なるか、解釈・立法の再編
成の検討はすでに始まって
いるでしょう。自民党関係
者の一人は「原案の検討に
は、内閣法制局も参加す
る」と語ります。

これに對し、自民党は
「9条解釈をミミリも動か
さない」と言います。しか
し、これまでの政府解釈上
の「制限」をすべて憲法に
具体的に書き込むことは難
しい。「動かさない」とは、
当面は解釈を変えないとい
うだけで、その先に変化し
ない保障はありません。
民間憲法臨調副代表の西
修麿氏(名古屋大学教授)は、自衛
隊明記の案として「日本国
の平和と独立を守り、国の
安全を守るため、自衛隊を
保持する(自衛隊)の選択」
7月3日と提案しています。

このように正面から自衛
隊の規定が設けられれば、
無制限の集団的自衛隊を排
除する保障は全くありませ
ん。

政府解釈の「制約」消滅

(1)(1)(1)